平成 26 年 4 月 15 日発行第 448 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

4
2014

No.448

安善寺の枝垂桜（益子町）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©海井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌
行政書士とちぎ

2014年
4月号
CONTENTS

1 目次、今月の表紙の一言
2 栃木県行政書士会
著作権研修会開催
平成２５年度「登録事前相談会」開催
公証人による遺言研修会開催
国際業務基礎研修会開催
農業生産法人研修会開催
5 おじゃましま～す！
6 支局かわら版（小山）
7 支局情報（那須）
8 木もれび
9 栃木県行政書士会カレンダー（5月）
日行連だより
１０ 業務連絡
１１ 「第２５回全国女性行政書士交流会 IN MIE」開催のお知らせ
１２ 職務上請求書の購入について（お願い）
１３ 政連だより
１５ 財務経理部からのお知らせ（会費の納入･一部頒布品の価格変更）
業務第４グループ定例研修会・国際業務相談事例研修会について
１６ 会員の動き・平成２６年度定期総会のお知らせ

No. 448

今月の表紙の一言

「花に包まれて」

安善寺の枝垂桜です。このお寺は益子の北東部に位置する「芳賀富士」の麗にあります。浄土宗の古刹で、建立は建久五年（１１９４年）平家の一族、平貞能によるとのことです。平貞能という人は、平家物語にも出てくるそうです。

現在の赤い屋根の本堂は、享保十五年（１７３０年）に再建され、昭和五十六年（１９８１年）に町指定文化財に指定されました。

静かに花に包まれていますと、ここは此岸か、彼岸か・・・

芳賀支部 神原邦雄

著作権研修会開催

春がもうそこまで来ているとは感じがたい２月２６日(水)。毎年実施されている著作権研修会が、栃木県行政書士会館にて開催されました。

今年から日行連がＤＶＤを作成したため、当会独自に講師を立てることなくＤＶＤを上映する形式となりました。

以前の研修では、著作権に限らず特許権等知的財産権全般というような形での研修でしたが、今回から行政書士の業務につながる実務の研修に結びつけるべく、著作権を中心とした制度の概論３コマと著作権登録制度についての研修となりました。

特許権・意匠権等は行政書士業務ではなく、弁理士業務ですが、著作権登録は、官公署に提出する書類の作成及びその提出というれっきとした行政書士業務です。

そもそも、著作権については権利の発生について、無方式主義を採用し著作物が作成されれば自然発生的に発生する権利です。にもかかわらず、著作権登録制度が存在するのは、権利の証明の為の機能及び、権利の移転の公示機能を果たすためです。

著作権登録制度をしっかり利用していれば、防げる紛争もあることでしょう。まさに予防法務を担う行政書士といえます。

研修後には効果測定もありましたが、全員合格点に達しており、満点の方もおりました。

以上のように参加会員の方たちが熱心に取り組まれた研修となりました。

（業務部第３グループ　久我臣仁）

平成２５年度「登録事前相談会」開催

３月５日（水）、栃木県行政書士会館において、総務部主催平成２５年度「登録事前相談会」が開催されました。これから行政書士登録を考えている方からの質問に現役行政書士が回答するという形式で行われ、今回は田渕副会長と私が担当をさせていただきました。

参加者は１１名で質問の多くが、開業に対するいろいろな不安でした。

実は私も４年前の登録事前相談会に参加をしましたので、参加者の不安に思う気持ちがよく分かります。営業方法についての質問もありましたが、田渕副会長から、ご自身が開業当時に実践された営業に関するノウハウを話していただいて、参加者の方々も大変興味深く話しを聞かれている様子でした。

かくいう私も田渕副会長のお話はとても参考になりました。相談会は一時間の設定となっていましたが、あっという間に終了してしまった感じで、相談会が終った後にも参加者の内のお二人が残って、しばらく私と田渕副会長とお話をさせていただきました。話に夢中になりすぎてそのまま午後の総務部会に突入してしまいました（笑）。次回の相談会も担当をさせていただいて微力ながら参加者の方々の不安に向き合っていきたいと思います。

（総務部　青木啓明）

公証人による遺言研修会開催

３月１２日（水）業務部第５グループでは、行政書士向けの遺言研修会を開催いたしました。講師は宇都宮公証役場の山川景逸公証人にお願いし、会員の参加人数は３８名でした。公証人による研修会はここ数年ですが、会員から好評の為、毎年開催しております。

今回の研修会では、遺言（主に公正証書を想定しておりますが）における注意事項などを、ケースに応じて細かくご説明いただきました。遺言、相続の業務は我々行政書士にとり身近な業務でもあり、市役所等の無料相談などでも相談の多い業務であります。今回参加いただいた会員の方々も研修を熱心に聴講され、研修終了後も多くの質問をされておりました。今年度も同様の研修を開催したいと考えております。

（業務部第５グループ　安野光宣）

国際業務基礎研修会を開催

３月２５日（火）午後１時３０分より、行政書士会館において、業務部第４グループ主催による国際業務基礎研修会を開催した。

当グループでは、これまで毎月１回、第３水曜日午後に実際の相談会に寄せられた事例を基に、相談事例検討会を行ってきたところであるが、今回の基礎研修会は、最近の新規入会会員の増加と比例して、国際業務への関心の高まり、また、申請取次行政書士が１００名に達した当会の現状を踏まえ、今一度、業務の原点に立ち返る意味も込めて行ったものである。

研修会は２部構成で、第１部は当グループリーダーの深見会員による「国籍法の基礎」と題して、現行国籍法の逐条解説、旧国籍法から現行法に至るまでの詳細な経緯等、これから当該業務を始める会員にとっても大変分かりやすい研修内容であった。

次に第２部では、当グループ専門部員の風間会員による「入管実務の基礎」と題して、入管関係法令の解説、そして、実際の申請書を使った申請手続の具体的な提出資料等の説明、さらに、ケーススタディとして、実際の相談事例の解説等、こちらも今後の申請実務を行う上で、大変参考になる研修内容となった。入管法の大改正から約２年が経過し、今後も関係法令等の改正も予定されているところ、当グループとしては、常に最新の法令、実務情報を提供すべく、研修会、事例検討会等、精力的に活動してゆく所存である。

（業務部第４グループ　　永島正志）

農業生産法人研修会開催

３月１８日（火）午後１時３０分から本会館において業務部第３グループ主催による「農業生産法人」に関する研修会が行われました。

本研修会は、多数の実務に携わり経験豊富な本会の沼田龍之助会員を講師として開催したもので、受講者は２５名の出席があり、農業生産法人に対する関心の高さをうかがわせました。

研修会では、まず農業生産法人制度の概要及び営農開始までの手続における行政書士の関与について説明がなされた後、農地法の許可申請、契約書や事業計画書の作成、認定農業者申請、各種制度資金・補助金申請等の行政書士業務に触れつつ、行政書士が日常的に関与する機会が多い農業や農地に関して、行政書士の果たすべき役割の重要性について述べられました。

続いて、農地法第３条の許可要件について、全部効率利用要件、地域調和要件、下限面積要件、農作業常時従事要件や農業生産法人要件（法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件）、営農計画等を説明された上で、沼田会員が実務で経験された内容を中心として、どのような事項が問題となりやすいかという点について具体的な説明がなされました。

その中でも営農計画書（事業計画書）については、実際に作成された計画書を実例として、計画の妥当性の有無を検討するための手順や計画を策定するに当たって特に注意すべき点、重要となる視点が説明されたことは大変に有益でした。

また、許可要件を基準とした窓口等での実際的な代理対応の方法、行政庁から指摘を受けた場合の対応（説得）方法についても実務経験に基づいた実践的な説明がなされました。農地法については行政書士に相談等が多い分野でもありますので、依頼者や行政庁等に対して、より適切な対応ができる専門的な行政書士の育成のための法的な研鑽が今後も必要であることを感じました。

最後に、「農業振興地域と農用地」の概要についての説明の上、農地転用等の許可申請の県内及び県外での複数の事例について、受任から許可処分に至るまでの経緯を詳細に紹介されて、研修会が終了しました。

今回の研修会は、行政書士の業務が行政手続における国民の権利の行使（申請権行使）による透明かつ公正な権利保障としての行政処分や行政指導の確保にかかわるもので、行政書士の果たすべき役割の公共性・重要性を改めて認識する機会ともなりました。

（業務部第３グループ　青木裕一）

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（３月）	１名
更新申出（３月）	１名
有効期限切れ（２月末）による減少	１名
申請取次行政書士（３月末現在）	１００名

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月は、日光支部の大垣博昭会員の事務所におじゃましました。

氏　名：大垣　博昭（おおがき　ひろあき）
事務所：大垣博昭行政書士事務所
　　日光市今市本町１９番地
入会日：平成２５年１月１５日

Q　行政書士になった動機は・・・

A　平成１７年３月に税理士の資格を取得し現在の事務所を開設してから６年になります。
　税理士業務の延長として顧客の要望等に応えられるよう行政書士会に入会しました。

Q　行政書士業務の主なものは・・・

A　相続、建設業許可申請・変更届出等です。取扱業務の大部分は税務会計業務です。

Q　行政書士になって良かったと思ったことは・・・

A　税理士業務以外に取扱い業務が拡大したこと、特に顧客から依頼された業務が順調に完了し感謝されたとき等です。

Q　趣味・特技はなんですか。

A　読書・旅行ですね。
　最近読んだのは、「半沢直樹シリーズ」を書いた池井戸潤氏の作品です。

Q　将来の夢は・・・

A　事務所は、現在６人で税務会計業務等を行っております。業務を現在の倍くらいに拡大し、より充実した事務所にしたいと思っています。
　顧客にいつでも気軽に立ち寄っていただき、何でも相談できる事務所にしたいです。
　そのためには、大きな「夢」をもって社会に貢献できるよう努力したいと思います。

私の「夢」とは・・・

「夢」がある者には、目標がある。

目標がある者には、計画がある。

計画がある者には、行動がある。

行動がある者には、反省がある。

反省がある者には、進歩がある。

進歩がある者には、「夢」がある。

ご多忙中にもかかわらず温かく取材に応じていただき有難うございました。

（日光支局長　手塚志郎）

支局かわら版

中河原の廻り地蔵

小山支部

今回は、小山市の不思議な習俗をご紹介したいと思います。

私の実家のある小山市中河原という地域では、昔からお地蔵さまが数ヶ月に一回、自宅にやってきます。お地蔵さまは木造黒漆塗りの高さ１メートルほどの小さな御堂の中に納められており、裏側にはランドセルのように背負うための帯が左右に一本ずつ固定されています。表には観音開きの扉が付いており、開けると中の金色のお地蔵様を拝むことができます。このお地蔵様は何百年も前より、中河原の７０数軒の家々の間をぐるぐると廻っているのです。

各家にはお地蔵様を祀る順番が決められており、お地蔵さまは前の順番の家から背負われて自分の家にやってきます。そして自分の家でお地蔵様に数日を過ごしてもらうと、またその家の人がお地蔵様を背負って次の家に運んでいきます。このお地蔵様に、地域の人々は家内安全や無病息災などを祈願します。

我が家では、中学校の頃からこのお地蔵様を運ぶのは私の役割でした。このお地蔵様はとても重く、たぶん４，５０キロはあるのではないでしょうか。形的にも距離的にも車で運ぶというわけにはいかず、次の当番の家まで運ぶのは本当に一苦労だった思い出があります。

この中河原に伝わる「廻り地蔵」と呼ばれる民間習俗の起源についてはいくつかの説があり、正確なことは分からないようです。

一説には、江戸時代の享保年間（１７１６～３６）の頃、大塚太右衛門という人物がこの地蔵を背負って日本を３周行脚し、その後当時の中河原村に落ち着いたと言われ、全国を巡った地蔵尊であることから、一ヵ所に安置すると村に災いが訪れるとの言い伝えから中河原の中をずっと廻り続けているというもの。実際に中河原には「大塚」家は多く見られ、あながち根拠のない説でもないようにも思います。

もう一説には、中河原を通りかかった旅の六部（巡礼者）がこの地蔵尊を背負ったままこの地で行き倒れ、その六部の霊を供養するためにその地蔵尊を中河原の中で廻して祀るようになったというもの。この巡礼の六部が発端の伝説というのも民俗学では極めてポピュラーですから、信ぴょう性でいえば怪しいところです。

このように謎の多い中河原の廻り地蔵ですが、同様の風習は栃木県にも数例しかなく、非常に珍しいものなのだそうです。残念なのは、このお地蔵さまは個人宅をずっと廻り続けており一ヶ所に安置されているわけではないため、一般の方の見学や観光等に馴染むものではないことです。小山市民でも知らない方がほとんどだと思います。

この廻り地蔵、昨今では中河原地区も過疎化・高齢化が進み、次第にお地蔵さまを担いで運べる人が各家庭に少なくなりつつあります。貴重な文化遺産として、今後も何とか残していければよいと思っています。

（支局長　細野大樹）

支 局 情 報

【那　須】

無料相談会の実施

３月８日（土）午前１０時から午後３時まで、大田原市にある大田原勤労者総合福祉センターにおいて、無料相談会が実施された。参加会員は１１名であった。

また、３月２６日（水）午前１０時から午後３時まで、那須塩原市にある那須塩原市ハロープラザにおいて、無料相談会が実施された。参加会員は１１名で、相談件数は６件であった。

これら６件の相談全てが、相続・遺言についてであった。

「何も相続していないのに債務の請求だけがあった場合、どのようにしたらいいのか」、「相続人が行方不明な場合、どのように探せるのか」、遺言書があった場合の相続手続の仕方や、相続税と贈与税の差異について等の相談があった。

誰にとっても身近な相続であるがゆえに、その内容は様々である。常に相談者のニーズに答えられる専門家でありたいと思う。

（支局長　オブライエン奈美）

広報部より

行政書士とちぎに投稿しませんか？

〇業務に関する情報
〇書士会に関するご意見
〇日常において感じること
〇とっておき情報
〇写真・作品・マンガ・イラスト等

原稿はできるだけメールでお送りください。ＦＡＸの場合はワープロ印刷等鮮明に読み取れる状態でお送りください。

送付先

栃木県行政書士会
メール：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp　　FAX：028-635-1410
郵　送：〒320-0046 栃木県宇都宮市西一の沢町１－２２

※いただいた原稿は、広報部編集方針により、承諾なく内容を変更する場合があります。
（例：行政書士の呼称に「先生」が使用されていた場合、「会員」に変更します）
不都合がある場合は、その旨お書き添えいただければ個別に対処いたします。
また、都合により掲載に時間がかかる場合や、内容により掲載できない場合もございます。
どうぞご了承下さい。

突然ですが、みなさん、ＡＫＢを踊れますか？私はまだ踊れませんが、この春思い切ってチャレンジしてみようと思っています。

つつじの花咲く５月１１日（日）、矢板市の本通りにて午前１０時～午後３時まで､「第４回がんばっぺやいた軽トラ市・春」が開催されます。

そして今回のスペシャルイベントとして
「２０００人恋するフォーチュンクッキー」
を開催いたします。
お子さまからおじいちゃんおばあちゃん、ペットまで、老若男女・事業所、団体宣伝ＯＫ、ペット同伴可で、市内外在住を問わず幅広い参加者を募っておりますので、当日は笑顔いっぱいの商店街参加型ダンスイベントにご協力ください！

今回のイベントは高所作業車を用いて動画撮影を行い、ＹｏｕＴｕｂｅにて動画配信し、矢板市及び矢板市商店街のＰＲに活用させていただきます。
尚、下記の要領にてダンス練習会も開催いたします。またご希望の団体には、練習用のＤＶＤを差し上げます。募集要項をご確認の上、多くの皆様のご参加お待ちしております。

～募集要項～
開催日時：平成２６年５月１１日（日） 午後２時から３時
開催場所：矢板市扇町交差点付近（足利銀行矢板支店前）特設会場
開催趣旨：元気のない矢板に光を！市民みんなで一体感を！
目標人数：２，０００人以上
集合場所：開始時間までに特設会場にお集まりください。
参加資格：みんなと楽しくダンスを踊れる方、コスプレ大歓迎（全裸は禁止。公序良俗に反しない衣装）

～ダンス練習会開催のご案内～
上記ダンスイベント開催に伴う練習会を開催いたします。お気軽にご参加ください！
講　師：ダンススクール「ＢｅｅＨｉｖｅ」
代表　藤田明湖　先生
持ち物：水分補給用飲み物、楽しくダンスを楽しく踊ろうという気持ち

～練習会場～
第１回：平成２６年４月１３日（日）
１４：００～１５：００
長峰公園芝広場（矢板市中４１６－１）
第２回：平成２６年４月２０日（日）
１４：００～１５：００
矢板市農業者トレーニングセンター
（矢板市片岡１１４３－１）
第３回：平成２６年４月２７日（日）
１４：００～１５：００
ＪＲ矢板駅西口ロータリー
（矢板市扇町１－１－１）
最終回：平成２６年５月３日（土）
１４：００～１５：００
矢板市体育館（矢板市本町５－４）
※野外練習は雨天中止／イベント当日は雨天決行
※イベント、練習会ともに受付はございませんので、お気軽にご参加ください。

この恋するフォーチュンクッキーのダンスイベントは、佐賀県や神奈川県、鳥取県など多くの地方自治体で動画作成され、配信されてきました。驚くことに文科省では替え歌バージョン動画まで作成していたとか。
ということで､矢板市では今更ながらやります。矢板市近郊にお住いの皆様、遠くても楽しく踊ろうというお気持ちの皆様、どなたでも歓迎しますので、お誘い合わせの上お出かけくださいますようお願いします。
栃木県行政書士会で作成するのもいいかもしれませんね（笑）。

（塩那支部支局長　植木智美）

栃木県行政書士会カレンダー（５月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
7	水	総務部会	13:30~	総務部
		足利支市民相談室　行政書類（遺言など） （於：足利市役所１階市民相談室）	13:00~16:00	足利支部
9	金	登録説明会	10:00~	総務部
		編集会議	13:30~	広報部
12	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
14	水	ＴＩＡ無料相談会	10:00~	業務第４グループ
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
19	月	三役・総務部合同会議	10:00~	総務部
		議長団との打合せ	13:30~	総務部
		宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
20	火	登録説明会	10:00~	総務部
21	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
22	木	行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（定員４名　予約先：行政書士会小山支部髙山久 0285-53-1672）	10:00~12:00	小山支部
23	金	定時総会・定期大会（於：ホテル東日本宇都宮）	13:00~	
25	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
28	水	行政書士専門相談 （於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）	10:00~12:00	小山支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
1450	H26. 3. 6	平成 26 年度 3 月分会費納入について（お願い）	
1454	H26. 3. 6	自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」・「一括利用」・「ダイレクト方式電子納付」の新規利用及び更新を希望する会員の取りまとめについて（お願い）	
1472	H26. 3. 12	平成 26 年度定時総会における日行連会長表彰の受賞候補者推薦について	
1474	H26. 3. 12	平成 26 年度総務大臣表彰受賞候補者の推薦について	
	H26. 3. 18	異議申立及び審査請求の事例の提供について（協力依頼）	
	H26. 3. 18	㈱日本政策金融公庫各支店との連携状況、その他中小企業等支援に関するアンケート調査について（結果報告）	
1530	H26. 3. 20	登録手数料請求書兼登録取扱交付金案内書	
1541	H26. 3. 20	日本行政書士会連合会事務局の体制について	
1567	H26. 3. 28	外国語パンフレットの送付について	

1575	H26.3.28	農地法における許可の代理申請に係る委任状等の取扱いについて（周知依頼）	
1517	H26.3.31	「行政書士関係法令総覧 CD-ROM」の送付について	
1577	H26.3.31	ROBINS 登録に関する新規「コンプライアンス研修」他の追加に伴うお知らせ	

宇都宮市開発許可の手引き等の一部改訂について（お知らせ）
～宇都宮市より～

宇都宮市整備部都市計画課より下記の内容について、宇都宮市開発許可の手引き及び宇都宮市開発行為等審査基準の一部改訂を行ったとの案内がありました。

＜主な改訂内容＞
【宇都宮市開発行為等審査基準】
・日常生活のため必要な物品の販売，加工品若しくは修理等該当する建築物のうち「小売業・飲食店にかかる業種分類コード」を改訂。

改訂後の手引き、審査基準等は、宇都宮市のホームページをご覧ください。
当会ＨＰ会員専用「トピックス」から下記のホームページを参照できます。

［宇都宮市都市計画法に基づく開発許可関連ホームページ］
http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp
/sumai/kenchikukaihatsu/kaihatsukouikyoka/4628/index.html

平成２６年地価公示結果に係る資料について
～栃木県総合政策部地域振興課より～

標記の件について栃木県総合政策部地域振興課より案内がありました。
この資料は、栃木県のホームページから印刷可能です。（下記ＵＲＬ参照）
当会ＨＰ会員専用「トピックス」から下記のホームページを参照できます。

［栃木県ホームページ　地価公示結果］
http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/town/tochi/chika/kouji.html

農地法における許可の代理申請に係る委任状等の取扱いについて
～日行連より～

日行連より標記の件について周知依頼がありました。
標記の件について、委任状の記載例も含めて事務連絡書類を当会ＨＰ会員専用「トピックス」に掲載してありますので、ご参照ください。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について（H26.4.1～適用）　～栃木県環境森林部廃棄物対策課より～

標記の件について栃木県環境森林部廃棄物対策課より案内がありました。

１．改正内容

①更新許可・変更許可申請時の添付書類

更新許可申請時に、内容に変更のない場合に限り、事業計画の概要を記した書類の一部（別紙 1-1、1-3、1-4）の添付を省略しました。

更新許可・変更許可申請時に、内容に変更のない場合に限り、駐車場等に係る不動産登記事項証明書・賃貸借契約書等の写しの添付を省略しました。

②駐車場の土地の地目に係る要件

地目が農地の場合も農地転用許可証の写し又は非農地証明書の添付を不要としました。

③運搬車両に係る要件

使用権原を有することの確認について、自動車検査証の写し、賃貸借契約書等の写しにより次のことが確認できる場合としました。

・使用者（使用者欄に記載のない場合は所有者）が申請者となっていること。

・使用者（使用者欄に記載のない場合は所有者）が申請者となってない場合には、継続的（半年以上とする）な使用権原を有すること。

また、栃木県の許可において、他の処理業者が使用する運搬車両でないこととしました。

④経理的基礎に係る要件

経理的基礎を有することの確認項目の一つについて、債務超過でないこと及び当期純利益がマイナスでないこととし、直前の事業年度が債務超過の場合や直前の事業年度の当期純利益及び直前３年の事業年度の当期純利益の平均がマイナスの場合は、状況に応じて追加書類の提出を求めると変更しました。

⑤その他所要の改正

１００分の５以上の株主等の確認のための補足資料として、直前の事業年度の法人税申告書別表第二「同族会社等の判定に関する明細書」の写しを添付書類に追加する等その他所要の改正をしました。

２．施行期日

平成２６年４月１日から適用します。ただし、平成２６年６月３０日までの間の申請は改正前の基準を適用することができます。

交差点

「第２５回全国女性行政書士交流会　ＩＮ　ＭＩＥ」開催のお知らせ

日　　時　２６年６月２９日（日）３０日（月）

場　　所　三重県桑名市　ナガシマリゾート長島温泉　ホテル花水木

締切期限　４月２９日

テ ー マ　「女性が日本を元気にする」「仕事をする元気な女性行政書士」

全国の女性行政書士が集まり交流を図ることにより、先輩達の豊富な経験や知恵に耳を傾け、力が湧く会ですので参加をお待ちしています。

（副会長　手塚　理恵）

職務上請求書の購入について（お願い）

栃木県行政書士会　総務部

職務上請求書の購入を希望する会員は、栃木県行政書士会職務上請求書取扱規則第４条により必要な書類を添えて本会に申し込みをして頂くことになります。また、購入に際しては日行連職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第24条により、払出に伴う確認及び審査を行うこととなっておりますのご協力下さい。

２回目以降の購入を希望する会員は、使用済み職務上請求書を添えて手続きを行わなければなりません。その際に、以下の点についてご注意して下さい。

【使用済み職務上請求書控について】

１．枚数が50枚に満たない場合
↓
満たない場合は、１枚につき「控え用紙紛失報告書」（様式第４号）１枚を作成し、使用済みであることを証明する帳簿の写しを添付。

２．㋐に未記入箇所がある場合
↓
１枚につき「利用目的の種別欄等未記入理由書」（様式第５号）１枚を作成して添付。

３．紛失等により使用済み職務上請求書の控えを提出できない場合は、
↓
「顛末書」を作成し、使用済であることを証明する帳簿の写しを添付。

例

No. ＊＊－＊＊＊＊＊＊＊

戸籍謄本（戸籍法第10条の２第３項）
住民票の写し（住民基本台帳法第12条の３第２項）　等職務上請求書

宇都宮市　長殿　　平成 ２６年 ４月 １日

請求の種別	☑戸籍 □除籍 □原戸籍　謄本・抄本 □住民票 □除票 □戸籍の附票　の写し □住民票記載事項証明書	１通
本籍・住所 (1)	栃木県宇都宮市西一の沢○○番地	
筆頭者の氏名 世帯主の氏名 (2)	甲野　太郎	
請求に係る者の氏名・範囲 (3)	ﾌﾘｶﾞﾅ　こうの　かずお 氏名　甲野　一男　範囲 昭和５５年　５月　５日生	
住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項 (4)	□世帯主 □世帯主の氏名及び世帯主との続柄 □本籍 □その他（　　）	
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合 (5)	業務の種類：　遺産分割協議書、相続関係説明図の作成 依頼者の氏名又は名称：　甲野　一男 依頼者について該当する事由 ☑権利行使又は義務履行 □国等に提出 □その他正当な理由 上記に該当する具体的事由： ①依頼者の夫　甲野　学（亡者）の死亡 ②相続 ③遺産分割協議書等を作成するにあたり、相続人の確定をなす必要があるため	
提出先又は提出先がない場合の処理 (6)	依頼者に渡す	
請求者 (7) 事務所所在地 事務所名 行政書士氏名	栃木県　行政書士会所属 栃木県西一の沢町○番○○号 行政書士○○○○事務所 行政書士　法令　遵守　職印	
登録番号及び電話番号 (8)	登録番号 第 12345678 号	電話番号 ０２８ － ６３５ － １４１１
補助者 事務所所在地 氏名	印	

マーク　日本行政書士会連合会統一用紙
０３（３４７６）００３１

※上記、１又は３の「使用済であることを証明する帳簿の写し」とは、行政書士法第９条に規定する「事件簿」の写しです。また、この帳簿には、「受託事件に関して職務上請求書を使用したときは、その使用した職務上請求書の払出し番号を記載しなければなりません。
（日行連「職務上請求書の適正な使用及び取扱に関する規則」第１２条）

平成２６年４月１日以降、「職務上請求書」購入申込みの際、必要な書類が添付されていない場合、連合会規則に基づく「払出に伴う確認及び審査」ができないため、新しい職務上請求書を払い出すことができなくなりますので、ご注意を頂くとともにご協力をお願い致します。

「参議院議員片山さつき君を励ます会」に参加して

標記について３月１８日にホテルニューオータニ東京で開催されました。

伊吹文明衆議院議長、石破茂幹事長、高市早苗政務調査会長などの来賓の祝辞が続き、西川公也衆議院議員も、オーストラリアでのＴＰＰ会合から当日の朝方に帰国し駆けつけました。

片山さつき議員は東京都行政書士会会員でもあるため、行政書士会関係は、北山孝次日行連会長、中西豊日政連会長、相羽利子幹事長をはじめ、政連役員が参加しました。多くの支援団体や支持者が集まり、華やかなパーティーになりました。

片山議員本人からは、「強い日本を取り戻す」「正直者がバカを見ない社会作り」をモットーに精進努力を重ねてまいります、との挨拶があり、懇談会終了後、北山会長の中締めでお開きになりました。　　（副会長　手塚理恵）

東京行政書士政治連盟第１５回セミナーに参加してのご報告

去る、３月６日(木)午後６時３０分より、都内の自由民主党本部９階９０１号大会議室で行われましたセミナーに参加してきました。

演題は「政局を語る」で講師は「さすが東京会だなあ」と感じさせる現役の文部科学大臣衆議院議員の下村博文氏（東京１１区）でありました。

参加者数は３００人くらいでした。

講演の内容は、6歳で父親を亡くしてしまい、母親おひとりで育ててもらい幼少の頃はかなりのご苦労があったそうです。そのご苦労時代に「自分は今後どのように生きていくべきか。結論は『人の為に成りたい』とのことで、医者か議員になろうとの決断をして、今があるそうです。

そして、文部科学大臣としてオリンピック招致のお話をし、安倍内閣の現状や今後等もはなされました。

また、教育面においては、「現在、土曜日が休校になっているが、能力のレベルアップを図るためにも授業を行い、その講師を行政書士がやられてはどうか」とのお話をされました。

すべてに、暫くぶりに時の経つ早さを感じたセミナーで、お招きをいただいた東京行政書士政治連盟に深謝申し上げ報告といたします。

（日政連栃木会会長　青木勇夫）

みちネット・とちぎ　上野みちこ後援会自民党参議第一支部「２０１４　新春セミナー」に参加して

去る、３月９日(日)午前１１時から宇都宮市内ホテルで行われました標題のイベントに須永会長と参加してきました。

来場者はかなり大勢でありました。

国歌斉唱から始まり、保坂和夫総連合会長からは「２年後はまた選挙でありますのでよろしくお願いいたします」との言葉が印象的でありました。続いて、後援会に入り福井県出身で弁護士、そして内閣府特命担当大臣稲田朋美先生の講演を拝聴いたしました。

内容ですが、「１月２４日には通常国会が開会し平成２６年度予算をはじめとする重要法案

の審議がはじまりました。安倍総理の言葉通り私たちは、今国会を好循環実現内閣と位置づけ、ようやく再生の兆しが見え始めた日本経済の流れを止めることなく加速させ、自律的な回復軌道にのせるため最大限の努力を重ねてまいります。そして、『福井のおっかさん』として頑張ります」とのお言葉で締め括られました。

非常に濃密な講演でありましたことを付け加えさせていただきます。

（日政連栃木会会長　青木勇夫）

「福田富一後援会総連合会新春の集いに」に参加して

去る３月１２日（水）午後５時３０分から宇都宮市・二荒山会館で行われました標記について、須永会長と参加いたしました。来場者は４００人ぐらいでありました。

開会の後、支部報告があり、来賓祝辞においては上野通子参議院議員そして簗和生衆議院議員、高橋克法参議院議員、山口恒夫公明党県代表、三森文徳県議会議長、岡部正英佐野市長等の挨拶がありました。

そして、福田富一知事の挨拶に入り、「県政も順調に推移しております。また、本年は１０月４日（日）から同７日(火)まで県内各地を会場として行われる第２７回全国健康福祉祭とちぎ大会『ねんりんピック栃木２０１４』が開催されます。ついては、この大会を成功させるためにも各位のご協力をいただきたい」とのお言葉がありました。

結びに、会においても協力できるところがあればと思いますので、会員の皆様もよろしくお願いをいたします。

（日政連栃木会会長　青木勇夫）

制度推進部よりお知らせ

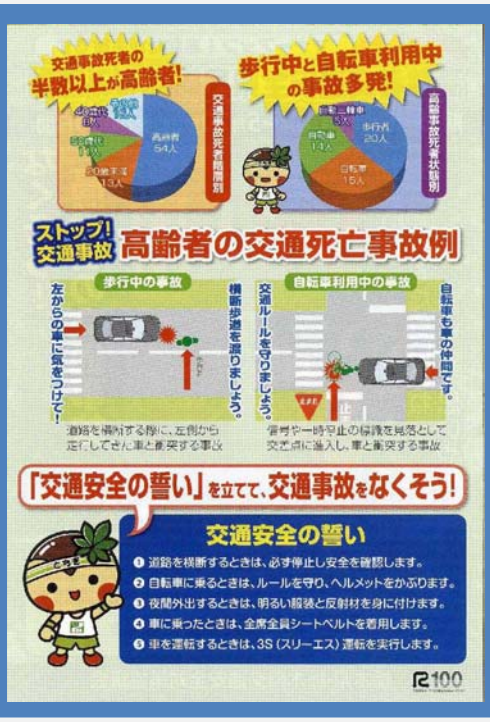

財務経理部からのお知らせ

４月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。
なお、会費については４月末日までに４月～6 月分までの会費を納めることとなっております。（当会会則第 20 条第３項）
皆様の御協力をお願い致します。

引落し日
T-NET 申込の方、ゆうちょ銀行引落の方　　４月 28 日（月）
上記以外の方　　４月 25 日（金）

栃木県行政書士会会則
第 20 条第３項　会費は、３か月を１期とし、４期に分納するものとし、当初月末までに納入しなければならない。

納入期日（今回は第１期分に該当します。）
第１期分（４月～６月）　→　４月末日
第２期分（７月～９月）　→　７月末日
第３期分（１０月～１２月）→　１０月末日
第４期分（１月～３月）　→　１月末日

一部頒布品の価格変更について

４月から消費税率が 8%に上がることに伴い、行政書士徽章、補助者徽章の２品目について、価格を変更致します。他の頒布物に関しては、変更致しません。
金額については下のとおりです。

品　　名	変更前価格	変更後価格
行政書士徽章	2,600 円	2,680 円
補助者徽章	1,050 円	1,080 円

業務第４グループ定例研修会
国際業務相談事例研修会について

（従　来）
毎月第３水曜日
１３：３０～

→

（平成２６年４月より）
偶数月の第３水曜日
１３：３０～

◆平成２６年度の開催予定日◆
４月１６日・６月１８日・８月２０日・１０月１５日・１２月１７日・２月１８日
※基礎研修と事例研修を行います。申込みは不要ですので、直接会館までお越し下さい。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 26 年 3 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	芳　賀 大塚　一芳	H26.3.1	321-4405	真岡市飯貝 1222	0285-82-1896	
	宇都宮 小口　克彦	H26.3.1	320-0032	宇都宮市 昭和 1-1-24	028-625-3121	
	小　山 小野塚久枝	H26.3.15	323-0022	小山市 駅東通り 1-46-21	0285-39-6102	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
佐　野	高瀬　榮一	H26.3.31	廃　業	那　須	川島　勝美	H26.3.31	廃　業
鹿　沼	阿部　昌征	H26.3.31	廃　業				

平成 26 年度「栃木県行政書士会定期総会」「日本行政書士政治連盟栃木会定期大会」～開催のお知らせ～

日　時：平成２６年５月２３日（金）
　　１３：００～
場　所：「ホテル東日本宇都宮」
　　宇都宮市上大曽町４９２－１
　　TEL　０２８－６４３－５５５５

※総会・大会終了後、懇親会を予定しております。
※総会開催通知、資料、出欠回答はがき等は５月１日頃全会員に発送予定です。

広報部より

広報部では新年度より、新たな記事のコーナーを設けたいと思っています。
業務に関することのみでなく、様々な話題をお届けできたらいいと思いますので、何かいい案がありましたら広報部まで連絡お願いします。
私はグルメ情報など良いと思うのですが、店名が出たりしてしまうとなるとやっぱり難しいのかな？　（広報部　服部　一人）

行政書士とちぎ４月号 №448

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2014.4
平成26年4月15日発行　第448号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

あなたの街の法律家 行政書士

木村 文乃

行政書士は許認可・登録申請、
遺言や相続、様々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。

相続　遺言　成年後見　契約書　許認可

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）
028-638-0919（丸くいく）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん